別紙

補助金交付申請手続について

〇手続きの流れ

① 事業計画書等提出
② 補助金交付申請

【提出書類】　※原本のみ可
- 補助金等交付申請書（参考様式規則第３条関係）
- 事業計画書（要綱様式第１号）
- 収支予算書（要綱様式第２号）
- 特別徴収実施確認・開始誓約書（要綱様式第３号）
- 暴力団関係誓約書（要綱様式第４号）
- 納税証明書（県税にかかるもの）

↓

（県）提出書類の審査

※提出資料を元に審査を行います。
別途参考書類の提出をお願いする場合もあります。

↓

（県）審査結果の通知

※補助金交付申請に係る審査結果を通知します。

採択の場合

※交付申請が可とされた場合でも、補助要件に該当しない場合は、補助金不交付となる場合がございます。

↓

（県）補助金交付決定

【重要】交付決定通知日以降に、事業に着手（デザイン発注）してください。

③事業実施

↓

④　事業実績報告書提出

〇事業完了後、実績報告書（規則様式第３号）を提出
【添付書類】
- 事業実績書（要綱様式第１号）
- 収支決算書（要綱様式第２号）
- 事業の内容を明らかにする資料、写真等
- 日本のひなた宮崎国スポ・障スポに係る標章及びマスコット等商業目的使用許可を受けたことを証する書類

※ 領収書等を必ず添付してください

↓

（県）補助金の額の確定通知

〇実績報告書審査後、補助金の確定額を通知します。

↓

⑤　補助金交付請求

〇請求書（参考様式）を県に提出してください。

↓

（県）補助金の交付

〇県から指定の口座に補助金を振り込みます。